

2015年（平成27年）11月6日

大阪刑務所長 殿

大阪弁護士会
会長 松葉知幸

勧告書

申立人A氏（以下「申立人」という。）より、当会に対し、人権侵害の事実があったとして、適切な救済措置を求める旨の申立がありました。

当会人権擁護委員会において慎重に審査しました結果、人権侵害があると認めましたので、以下のとおり勧告します。

第1 勧告の趣旨

- 1 刑事被拘禁者が、裁判所から出廷を求められたことを理由に出廷許可を申し出た場合、原則として出廷を許可すべきであり、例外として、具体的事情の下で、出廷を許可することによって刑務所内の規律及び秩序の維持のため放置することができない程度の障害が生ずる具体的蓋然性があると十分な根拠に基づいて認められ、そのため出廷を制限することが必要かつ合理的であると認められる場合に限って、不許可とするよう勧告する。
- 2 このような運用を行うための具体的処理規程を策定し、仮に出廷を不許可とする場合には、刑事被拘禁者にその具体的理由を告知するなどして、刑事被拘禁者の裁判を受ける権利、自ら出廷し訴訟活動を行い、公正な審理を受ける権利の実現に十分に努めるよう勧告する。

第2 理由

1 認定した事実（争いがない）

大阪刑務所における受刑者であった申立人は、同房の者から暴行を受けたために傷害を負ったとして、加害者を被告とする損害賠償請求訴訟（以下「本件訴訟」という。）を提起した。

本件訴訟が係属した堺簡易裁判所は、本件訴訟の第1回口頭弁論期日を平成22年11月24日午後1時30分に指定した。申立人は当該裁判期日への出廷の許可を申請したが、大阪刑務所は不許可とした。堺簡易裁判所は、第1回口頭弁論期日において、申立人の不出頭を理由に本件訴訟を休止とした。

平成22年12月18日、申立人は堺簡易裁判所へ本件訴訟の期日指定の申立てを行った。

堺簡易裁判所は、本件訴訟の第2回口頭弁論期日を平成23年1月19日午後1時30分に指定した。申立人は当該裁判期日への出廷の許可を申請したが、大阪刑務所は不許可とした。堺簡易裁判所は、第2回口頭弁論期日において、申立人の不出頭を理由に本件訴訟を休止とした。

そして、本件訴訟は、取下げがあったものと擬制され、終了した。

2 判断の理由

(1) 大阪刑務所の主張

大阪刑務所が申立人の出廷を認めなかった理由は、以下のとおりである。

憲法第32条（裁判を受ける権利）は、裁判所において自ら訴訟を追求する権利までも保障するものではないこと。

刑務所長は、刑の執行という国家目的を達成するために必要かつ合理的な範囲内において、当該事件の性質・進行状況等や、受刑者自身が出廷することの必要性、出廷が刑の執行に及ぼす影響、護送の難易等の事情を総合的に勘案し、その出廷の許否を決する裁量権を有すること。

そして、本件において、大阪刑務所は、申立人を出廷させることにより、戒護職員の確保及び護送に使用する車両等の負担を強いることとなり、施設の管理運営に支障を来たすおそれがあると判断した。ただし、許否の判断について、明確な基準は、存在しない。

(2) 判断

裁判を受ける権利が、あらゆる権利を実現するために必要不可欠な権利であり、刑事被拘禁者につき出廷が認められなければ裁判を受ける権利が実質的に否定されたといえることからすれば、刑の執行という目的の達成との調整を図りつつも、その権利は最大限に尊重するべきである。

従って、刑事被拘禁者が、裁判所から出廷を求められたことを理由に出廷許可を申し出た場合は、原則として出廷を許可すべきであり、例外として具体的事情の下で、出廷を許可することによって刑務所内の規律及び秩序の維持に放置することができない程度の障害が生ずる具体的蓋然性があると十分な根拠に基づいて認められ、そのため出廷を制限することが必要かつ合理的と認められる場合に限って、不許可とすべきである。

そして、そのような運用をするための具体的処理規程を策定し、不許可とする場合には刑事被拘禁者に具体的理由を告知するなどして、刑事被拘禁者の裁判を受ける権利、自ら出廷し訴訟活動を行い、公正な審理を受ける権利の実現に十分に努めなければならない。

本件における事情の下で、出廷を許可することによって刑務所内の規律及び秩序の維持に放置することができない程度の障害が生ずる具体的蓋然性があると認められる十分な根拠は無く、出廷を制限することが必要かつ合理的とは認められない。また、裁判所への出廷を実現させるための具体

的処理規程も策定していない。

よって、本件においては、申立人に対する人権侵害が認められるので、第1記載のとおり勧告するのが相当であると判断した。

以 上